

どういう消費者被害に遭うと消費生活センターに行くのか

消費者ネットしずおかで2006年に行った「消費者行動」調査結果から

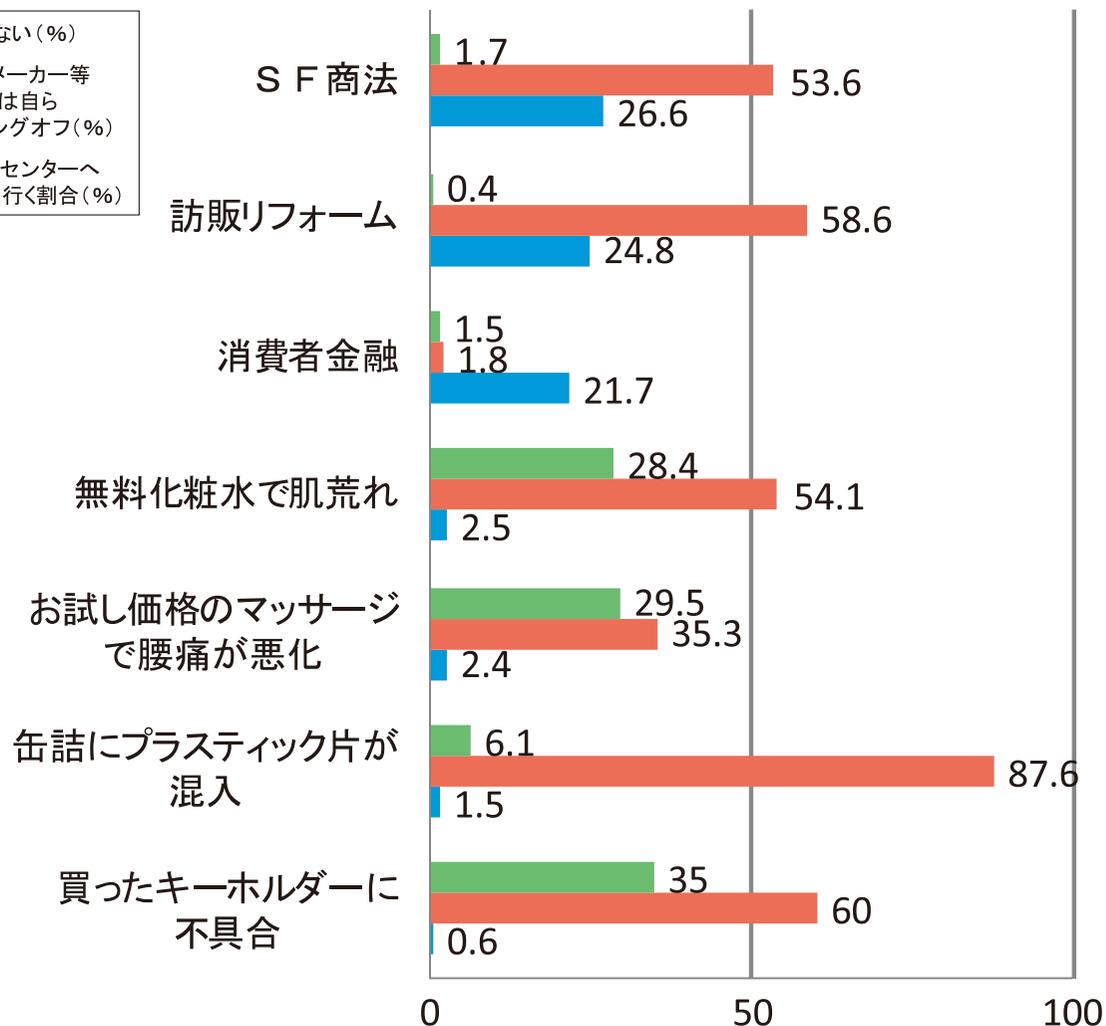
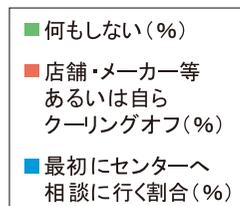
質問 「消費者被害の具体的な状況を想定し、消費者としてどう対処するのか」

対象はネットしずおか法人会員に所属する1058人で、一般消費者というよりは、消費生活センター等を知っている消費者といえる。

ここにあげた結果は、消費者被害にあった場合の「最初の対応」です。

- ①消費生活センターに最初から相談に行く被害は、悪質商法と消費者金融であることがわかる。
- ②しかしそれでも、まず「店舗等」に自ら申し出るという行動をとっている。
- ③缶詰に混入していると、ほとんどの人が「店舗等」に申し出る。
- ④缶詰と比較すると、無料やお試しで被害に遭うと、「店舗等」に申し出る割合は下がる。

消費者問題ネットワークしずおか



まとめると、センターには悪質商法と消費者金融の被害を相談に行く割合が高いが、まず最初は自ら「店舗等」に申し出ている人が多い。多くの消費者は、まず自分で対応している。センターに行くのはよくよくのこと。